

お知らせ

2021年1月19日夕方、福岡県遠賀町で、駐車中の車内に残された幼児が発炎筒を触っているうちに発火し、車に燃え移る事故が起きました。

当工業会では、引き続き発炎筒の正しい使い方と安全性の周知徹底を行なってまいります。自動車（ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない）には道路運送車両の保安基準第43条の二で、非常信号用具の装着が義務付けられ、発炎筒は運転中に発生した故障、事故等の緊急事態を第三者に伝えるために必要な非常信号用具です。

万が一にも、お子様のいたずらなどで発火することがないように、ご注意をお願い致します。

2021年1月22日
日本保安炎筒工業会